

町民参加に対する委員からの意見（項目別に整理したもの）
— 一条文に盛り込みたい内容や考え方について —

◆ 基本的事項、参加機会の保障、参加における町民の権利等

- ・ 町民には行政参加の権利がある。
- ・ 町民参加の機会を保障する。
- ・ 町民参加の基本
- ・ 町民参画の機会の保障
- ・ まちづくりの主体である町民は参加の権利も持つし、義務も持つことを基本とすること。
- ・ 町、議会は、町民に対し参加を保障すること。
- ・ 参加、不参加により不利益を受けないようにする。
- ・ 町民は基本原則に基づき、町政に参加することを基本とする。議会および行政は、広く町民の意見を求め、町政に町民参加の機会を保障し、町民の意思を反映することを基本とする。
- ・ 参加する権利、参加の保障
- ・ 議会及び行政は、広く町民が参加する機会を保障し、町民参加を積極的に行います。
- ・ 町民は、町政活動の多様な機会へ参加することができます。
- ・ 町民の意志を反映し、町民参加の機会を保障する。
- ・ 議会及び行政は、町民が町政への参加又は不参加を理由とした不利益を受けないように配慮する。
- ・ 町民は、町政の主権者として、町政運営に参加する権利があります。
- ・ 町及び議会は、町民の参加する権利を保障します。

◆ 審議会等への参加・委員の公募

- ・ 適切な時期に、公募等で町民の委員参加を行う。
- ・ 審議会委員は、原則として公募を含めて参加させる。
- ・ 審議会の運営
- ・ 審議会等の員には公募の委員を入れる。

◆ 参加の方法、手続等

- ・ 基本的事項の計画、条例の立案等の検討過程で、町民が参加できることを保障する。
- ・ 町民の意思を反映させるため、審議会、意見交換会、町民意見、アンケート等を実施する。
- ・ 町民参加の方法及び参加の実施の周知に関する事項
- ・ 町民参加の周知と推進
- ・ 町民参加の推進
- ・ 町民参加の方法及び時期
- ・ 町民参加が実現しているかの検証はいらないのか。
- ・ 町運営の計画や立案（基本的事項）、実施、評価等の各段階に参加する制度の整備
- ・ 多様な方法を用い広く町民の意見を反映した町政を行うこと（行財政改革、医療福祉、教育、環境等）→ 審議会、意見交換会、アンケート、パブリックコメント
- ・ 参加を行う基準、行わない基準
- ・ 町民参画に関する制度の周知を図り、町民参画に関する町民の意識を高める。
- ・ パブリックコメント手続をする。
- ・ 計画、進行状況の公表（年に一度公表）
- ・ 議会及び行政は、広く町民の意見を求め、町政に町民の意見を反映する。
- ・ 議会および行政は、次の事項を実施する場合は、町民の参加を推進し町民の意思を反映する。→ 八雲町の7項目と同じ

- ・町民参加の方法および時期：下川町と同じ
- ・町民参加を推進するための個々の町民が必要とする「情報」を、適切なカタチで提供することが保障されていること。
各種のメディア（情報源）を連携させ、町民の共通認識を創る。
- ・議会及び行政は、多様な方法を用いて広く町民の意見を求め、町民の意思を反映した町政活動を行います。
- ・町民参加を行う基準と行わない基準について
行う基準については八雲町の項目を参考に、また、行わない基準についても旭川市市民参加推進条例などのように出来る限り項目を挙げた方がわかりやすいと思う。
- ・町民参加の方法及び時期について…八雲町の項目を参考に。
- ・町及び議会は、法令の規定によるもの及び緊急を要するものを除き、町民の参加を推進し、意向を反映します。
- ・町及び議会は、住民参加の方法について、その案件の内容や時代に即応した内容により、住民が最も参加しやすく、また、意見を失することのない方法をとることとします。
- ・わたしたち（町、議会、町民）は、前項の規定による最も参加しやすい方法を常に検討し、意見していかなければなりません。

◆制度整備

- ・町づくりに関する政策を提案するための仕組みに関する事項等
- ・町民参加の制度を整備する。
- ・町政参加の権利が容易に講師できる仕組みの整備
- ・公の施設の利用方法及び管理運営方法を決定する制度
→町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定するとき
→公の施設を新設、改良、廃止するとき

◆提出された意見の取扱い

- ・意見等の検討を終えた時には、速やかに取りまとめ、多様な方法で周知・公表を行う。
- ・提出された意見の取扱い
- ・提出された提案、意見等の取扱いを整備
- ・提言等の取扱い

◆議会

- ・議会が広く町民の意見を求めることはどうなのか。
- ・議会の町民参加についても規定すべき。

◆満20歳未満の参加

- ・青少年（20歳未満）が町政に参加できる制度
- ・満20歳未満の青少年及び子供は、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい方法により町政に参加できる。
- ・満20歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町政に参加できるものとします。

◆その他

- ・町民参加といっても、全員が参加するものでもないので、その中心になる組織や、その組織の作り方を決めておくべきではないか。
- ・町民参加を進めるには、町民、町長（含む職員）、議会ともに意識の変革が必要。そのための研修会、研究会等の実施。
- ・仮称「地域協議会」「住民投票制度」の設置（細部は別に条例で定める）